

令和6年7月開講コースの認定規模数について

福岡労働局 職業安定部 訓練課

| 区分 | 合計 | | | | | | |
|-----------|-------------|-------------|--------------|-----|------------|---|----|
| | 新規枠 (内数) | 福岡地域 優先枠 | その他地域 優先枠 | 調整枠 | 地域 ニーズ枠 | | |
| 基礎コース | 45 | 13 | 30 | 15 | 0 | 0 | |
| 実践コース | 225 | 33 | 145 | 65 | 15 | 0 | |
| ①介護系 | 15 | | 15 | 0 | | | |
| ②医療事務系 | 15 | | 0 | 15 | | | |
| ③デジタル系 | IT | | 45 | 30 | | | 15 |
| | WEBデザイン | | 30 | 30 | | | 0 |
| ④営業・販売・事務 | 55 | | 40 | 15 | | | |
| ⑤その他 | 50 | | 30 | 20 | | | |
| 合計 | 270 | 46 | 175 | 80 | 15 | 0 | |

<認定枠について>

(※1)「福岡地域」とは、福岡中央、福岡東、福岡南及び福岡西の各ハローワークの管轄地域を指し、「その他地域」は、県内の福岡地域以外の地域(北九州、筑豊及び筑後地域)を指す。

それぞれの優先枠に残が発生した場合は、相互に振り替えて活用する。

→ハローワークの管轄地域はこちら https://site.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/hw/kankatsu_shozaichi/kikan02.html

(※2)「調整枠」は、認定枠の残が端数となり、申請定員の一部しか認定できないコースが生じた場合に当該不足分を補充等するための枠。

(※3)「地域ニーズ枠」は、地域の求人ニーズに対応した訓練、地域の産業政策等を踏まえた訓練又は特定の対象者層を念頭においた訓練を設定するための枠。

(※4)「新規枠」は、申請区分が「新規」又は「新規扱い」に該当するコースのための枠。実績枠よりも新規枠が優先され、それぞれの枠に残が発生した場合は、相互に振り替えて活用する。

(※5)「デジタル系」内の「IT」と「WEBデザイン」については、それぞれの枠に残が発生した場合は、相互に振り替えて活用する。

<申請・認定制限について>

(※6)同一開講月における申請は、各申請機関2コースまでとする。

(※7)その他地域については、各ハローワーク(本庁舎)の管轄地域における同一分野コースの認定は2コースまでとする。